

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由																		
1	<p>第1編 総則</p>	<p>第1編 総則</p>																			
4	<p>第2章 基本理念及び重点を置くべき事項</p>	<p>第2章 基本理念及び重点を置くべき事項</p>																			
4	<p>第2節 重点を置くべき事項 防災基本計画を踏まえ、地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。 (略)</p>	<p>第2節 重点を置くべき事項 防災基本計画を踏まえ、地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。 (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																		
5	<p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。 <u>(追加)</u></p>	<p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。 <u>また、避難準備・高齢者避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報（以下、「避難勧告等」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</u></p>	<p>（「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。）</p>																		
6	<p>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p>																			
6	<p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																		
8	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="359 1444 1386 1877"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">東海農政局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(9) 応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</td> </tr> <tr> <td>(10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td>(11) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	東海農政局	(略)	(9) 応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。	(10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。	(11) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。	(略)	(略)	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1552 1444 2579 1877"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">東海農政局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(9)</td> </tr> <tr> <td>(9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td>(10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	東海農政局	(略)	(9)	(9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。	(10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。	(略)	(略)	<p>（本省対応に変更されたことによる修正）</p>
機関名	内 容																				
東海農政局	(略)																				
	(9) 応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。																				
	(10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。																				
	(11) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。																				
(略)	(略)																				
機関名	内 容																				
東海農政局	(略)																				
	(9)																				
	(9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。																				
	(10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。																				
(略)	(略)																				

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由																
8	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="359 344 507 478">中部近畿産業保安監督部</td> <td data-bbox="507 344 1386 478">火薬類、高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督及び指導を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 478 507 520">(略)</td> <td data-bbox="507 478 1386 520">(略)</td> </tr> </table>	中部近畿産業保安監督部	火薬類、高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督及び指導を行う。	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1552 344 1700 478">中部近畿産業保安監督部</td> <td data-bbox="1700 344 2579 478">高圧ガス、液化石油ガス、<u>火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等</u>施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1552 478 1700 520">(略)</td> <td data-bbox="1700 478 2579 520">(略)</td> </tr> </table>	中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス、 <u>火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等</u> 施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。	(略)	(略)	(表記の整理)								
中部近畿産業保安監督部	火薬類、高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督及び指導を行う。																		
(略)	(略)																		
中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス、 <u>火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等</u> 施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。																		
(略)	(略)																		
9	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="359 558 507 693">東海総合通信局</td> <td data-bbox="507 558 1386 693">(略) (2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (3) 被災地区における電気通信施設の被害状況の調査を行う。</td> </tr> </table>	東海総合通信局	(略) (2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (3) 被災地区における電気通信施設の被害状況の調査を行う。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1552 558 1700 693">東海総合通信局</td> <td data-bbox="1700 558 2579 693">(略) (2) 災害時における電気通信<u>及び放送</u>の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (3) 被災地区における電気通信施設、<u>放送施設等</u>の被害状況の調査を行う。</td> </tr> </table>	東海総合通信局	(略) (2) 災害時における電気通信 <u>及び放送</u> の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (3) 被災地区における電気通信施設、 <u>放送施設等</u> の被害状況の調査を行う。													
東海総合通信局	(略) (2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (3) 被災地区における電気通信施設の被害状況の調査を行う。																		
東海総合通信局	(略) (2) 災害時における電気通信 <u>及び放送</u> の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (3) 被災地区における電気通信施設、 <u>放送施設等</u> の被害状況の調査を行う。																		
13	<p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="359 806 507 848">機関名</th> <th data-bbox="507 806 1386 848">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="359 848 507 890">(略)</td> <td data-bbox="507 848 1386 890">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 890 507 995">一般社団法人愛知県トラック協会</td> <td data-bbox="507 890 1386 995">(1) 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。 (2) 災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対し配車を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 995 507 1033">(略)</td> <td data-bbox="507 995 1386 1033">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	(略)	(略)	一般社団法人愛知県トラック協会	(1) 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。 (2) 災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対し配車を実施する。	(略)	(略)	<p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1552 806 1700 848">機関名</th> <th data-bbox="1700 806 2579 848">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1552 848 1700 890">(略)</td> <td data-bbox="1700 848 2579 890">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1552 890 1700 995">一般社団法人愛知県トラック協会</td> <td data-bbox="1700 890 2579 995"><u>(削除)</u> 災害応急活動のため<u>関係</u>機関からの<u>緊急輸送</u>要請に<u>対応</u>する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1552 995 1700 1033">(略)</td> <td data-bbox="1700 995 2579 1033">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	(略)	(略)	一般社団法人愛知県トラック協会	<u>(削除)</u> 災害応急活動のため <u>関係</u> 機関からの <u>緊急輸送</u> 要請に <u>対応</u> する。	(略)	(略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
機関名	内 容																		
(略)	(略)																		
一般社団法人愛知県トラック協会	(1) 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。 (2) 災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対し配車を実施する。																		
(略)	(略)																		
機関名	内 容																		
(略)	(略)																		
一般社団法人愛知県トラック協会	<u>(削除)</u> 災害応急活動のため <u>関係</u> 機関からの <u>緊急輸送</u> 要請に <u>対応</u> する。																		
(略)	(略)																		
14	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="359 1033 507 1167">愛知県道路公社</td> <td data-bbox="507 1033 1386 1167">公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 (追加)</td> </tr> </table>	愛知県道路公社	公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 (追加)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1552 1033 1700 1167">愛知県道路公社※</td> <td data-bbox="1700 1033 2579 1167">公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 <u>※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う（以下同じ。）</u></td> </tr> </table>	愛知県道路公社※	公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 <u>※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う（以下同じ。）</u>	(業務内容の変更に伴う修正。)												
愛知県道路公社	公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 (追加)																		
愛知県道路公社※	公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 <u>※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う（以下同じ。）</u>																		
15	<h2>第2編 災害予防</h2>	<h2>第2編 災害予防</h2>																	
15	<h3>第1章 防災協働社会の形成推進</h3>	<h3>第1章 防災協働社会の形成推進</h3>																	
16 18	<p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <p>1 市における措置</p> <p>◆資料編（資料12-21）碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書（市対碧南市社会福祉協議会）</p>	<p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <p>1 市における措置</p> <p>◆資料編（資料12-20）碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書（市対碧南市社会福祉協議会）</p>	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																
19	<p>第3節 企業防災の促進</p> <p>1 企業における措置</p>	<p>第3節 企業防災の促進</p> <p>1 企業における措置</p>	1. 県の地域防災計画の修正の反映																

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
	<p>(1) 事業継続計画の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。 また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 事業継続計画の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保</u>、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正） (防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正）</p>
21	<p>第2章 水害予防対策</p>	<p>第2章 水害予防対策</p>	
22	<p>第1節 河川防災対策 1 中部地方整備局、県（建設部）及び市における措置 (略) (2) 河川改修 市内を流れる河川は、国が管理するもの1河川（矢作川）、県が管理するもの5河川（蜷川・新川・高浜川・長田川・油ヶ淵）、市が管理するもの4河川（八村川・堀川・古江川・沢渡川）の計10河川である。 (略)</p>	<p>第1節 河川防災対策 1 中部地方整備局、県（建設局）及び市における措置 (略) (2) 河川改修 市内を流れる河川は、国が管理するもの2河川（矢作川・鹿乗川）、県が管理するもの6河川（蜷川・新川・高浜川・長田川・油ヶ淵・稗田川）、市が管理するもの4河川（八村川・堀川・古江川・沢渡川）の計12河川である。 (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （愛知県の組織再編に伴う修正） 2. 碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）</p>
23	<p>(8) 水災害連携の連絡会・協議会 (略) イ 水防協議会 県は県管理河川を対象に、中部地方整備局は国管理河川を対象に、各圏域、流域の関係市町村、气象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。 2 水防管理者における措置 水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認められものを、浸水被害軽減地区と</p>	<p>(8) 水災害連携の連絡会・協議会 (略) イ <u>大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）</u> <u>水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に水防災協議会を設立し</u>、各圏域、流域の関係市町村、气象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。 2 水防管理者における措置 水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域で</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正）</p>

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
	<p>して指定することができる。</p> <p>(略)</p>	<p>あつて、浸水の拡大を抑制する効用があると認め<u>たときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、</u>浸水被害軽減地区として指定することができる。 <u>また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	
24	<p>第2節 雨水出水対策</p> <p>(略)</p> <p>2 関連調整事項</p> <p>(3) 下水道管理者（県（建設部）及び市）は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。</p>	<p>第2節 雨水出水対策</p> <p>(略)</p> <p>2 関連調整事項</p> <p>(3) 下水道管理者（県（建設局）及び市）は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (愛知県の組織再編に伴う修正)</p>
25	<p>第3節 海岸防災対策</p> <p>1 県（建設部、農林水産部）及び市における措置</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 海岸防災対策</p> <p>1 県（建設局、農林基盤局）及び市における措置</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (愛知県の組織再編に伴う修正)</p>
25	<p>第4節 浸水想定区域における対策</p> <p>1 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県（建設部）における措置）</p> <p>(略)</p> <p>2 雨水出水浸水想定区域の指定（県（建設部）、市における措置）</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 浸水想定区域における対策</p> <p>1 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県（建設局）における措置）</p> <p>(略)</p> <p>2 雨水出水浸水想定区域の指定（県（建設局）、市における措置）</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (愛知県の組織再編に伴う修正)</p>
26	<p>3 高潮浸水想定区域の指定（県（建設部）における措置）</p> <p>(略)</p>	<p>3 高潮浸水想定区域の指定（県（建設局）における措置）</p> <p>(略)</p>	
27	<p>5 地下街等の所有者又は管理者における措置</p> <p>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</p> <p>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければな</p>	<p>5 地下街等の所有者又は管理者における措置</p> <p><u>浸水想定区域内に位置し、</u>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</p> <p><u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、</u>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしな</p>	<p>(防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正)</p>

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由												
28	<p>らない。 (略)</p> <p>7 大規模工場等の所有者又は管理者における措置 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</p>	<p>ればならない、又は(3)のとおり努めなければならない。 (略)</p> <p>7 大規模工場等の所有者又は管理者における措置 <u>浸水想定区域内に位置し</u>、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</p>													
28	<p>第5節 地下空間の浸水対策</p> <p>1 地下空間の所有者・管理者・占有者、県（建設部）及び市における措置 (略)</p> <p>2 県（建設部）及び市における措置</p>	<p>第5節 地下空間の浸水対策</p> <p>1 地下空間の所有者・管理者・占有者、県（建設局）及び市における措置 (略)</p> <p>2 県（建設局）及び市における措置</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (愛知県の組織再編に伴う修正)</p>												
31	<p>第3章 土砂災害予防対策</p>	<p>第3章 土砂災害予防対策</p>													
31	<p>基本方針</p> <p>○ 土砂災害危険箇所や山地災害危険区域を的確に把握し、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。</p>	<p>基本方針</p> <p>○ 土砂災害危険箇所や山地災害危険区域を的確に把握し、土砂災害警戒区域等の指定を<u>行う</u>。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p>												
31	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="332 1285 1383 1453"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 土砂災害の防止</td> <td>県</td> <td>(略) 1(6)避難勧告の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第2節 土砂災害の防止	県	(略) 1(6)避難勧告の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1525 1285 2576 1453"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 土砂災害の防止</td> <td>県</td> <td>(略) 1(6)避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第2節 土砂災害の防止	県	(略) 1(6)避難勧告、 <u>避難指示（緊急）</u> の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p>
区分	機関名	主な内容													
第2節 土砂災害の防止	県	(略) 1(6)避難勧告の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進													
区分	機関名	主な内容													
第2節 土砂災害の防止	県	(略) 1(6)避難勧告、 <u>避難指示（緊急）</u> の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進													
32	<p>第2節 土砂災害の防止</p> <p>1 県（建設部、農林水産部）における措置 (略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</p> <p>県は、土砂災害危険箇所等について順次、土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。</p>	<p>第2節 土砂災害の防止</p> <p>1 県（建設局、農林基盤局）における措置 (略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</p> <p>県は、土砂災害危険箇所等について、土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (愛知県の組織再編に伴う修正) (表記の整理)</p>												

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
32	<p>また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所については、<u>詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。</u></p> <p>イ 災害危険区域 県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、<u>建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を推進する。</u></p> <p>ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域 県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を<u>推進する。</u></p> <p>なお、<u>未指定の危険箇所</u>については、市及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、<u>指定するものとする。</u>（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）</p>	<p>また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について<u>詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。</u></p> <p>イ 災害危険区域 県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、<u>建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を行う。</u></p> <p>ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域 県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を<u>行う。</u></p> <p>なお、指定については、市及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、<u>行うものとする。</u>（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）</p>	<p>（表記の整理）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>
33	<p>（略）</p> <p>(6) 避難勧告の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進 的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難勧告の発令基準に土砂災害警戒情報の<u>発表を位置づけること</u>について助言を行うなど市を支援する。 このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。</p>	<p>（略）</p> <p>(6) 避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>の発令<u>判断</u>に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進 的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>の発令基準に土砂災害警戒情報（<u>警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕</u>）の<u>発令判断</u>を位置づけることについて助言を行うなど市<u>の発令判断</u>を支援する。 このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。</p>	<p>（「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。）</p>
33 34	<p>2 市における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ア 市防災会議は、土砂災害危険箇所、山地災害危険箇所等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。 （略） ウ 市は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な<u>避難勧告等の発令基準</u>を設定する。</p>	<p>2 市における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ア 市防災会議は、土砂災害危険箇所、山地災害危険<u>地区</u>等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。 （略） ウ 市は、土砂災害警戒情報（<u>警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕</u>）が発表された場合に直ちに避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>を発令することを基本とした具体的な<u>発令判断につながる事項</u>を設定する。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理）</p> <p>（「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。）</p>

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
36	<p>第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p> <p>1 県（農林水産部、建設部、健康福祉部）及び市における措置 （略）</p>	<p>第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p> <p>1 県（農林基盤局、建設局、福祉局、保健医療局）及び市における措置 （略）</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （愛知県の組織再編に伴う修正）</p>
37	<p>2 市における措置 （略）</p> <p>(2) 施設管理者等に対する支援 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。 （略）</p>	<p>2 市における措置 （略）</p> <p>(2) 施設管理者等に対する支援 <u>市地域防災計画に名称及び所在地が定められた</u>要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。 （略）</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （防災基本計画の修正に（H30.6）に伴う修正）</p>
37	<p>3 要配慮者利用施設における措置 市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない。</p>	<p>3 要配慮者利用施設<u>の所有者又は管理者</u>における措置 <u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し</u>、市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理） （防災基本計画の記載に合わせた修正）</p>
39	<p>第4章 事故・火災等予防対策</p>	<p>第4章 事故・火災等予防対策</p>	
45	<p>第7節 高圧ガス保安対策</p> <p>1 中部近畿産業保安監督部及び県（防災局）における措置 （略）</p>	<p>第7節 高圧ガス保安対策</p> <p>1 中部近畿産業保安監督部及び県（防災安全局）における措置 （略）</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （愛知県の組織再編に伴う修正）</p>
45	<p>第8節 火薬類保安対策</p> <p>1 中部近畿産業保安監督部及び県（防災局）における措置</p>	<p>第8節 火薬類保安対策</p> <p>1 中部近畿産業保安監督部及び県（防災安全局）における措置</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
46	<p>(略)</p> <p>4 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者、火薬類輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県（防災局）及び市における措置</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>4 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者、火薬類輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県（防災局）及び市における措置</p> <p>(略)</p>	<p>(愛知県の組織再編に伴う修正)</p>
47	<p style="text-align: center;">第5章 建築物等の安全化</p>	<p style="text-align: center;">第5章 建築物等の安全化</p>	
47	<p>第1節 交通関係施設対策</p> <p>2 道路</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 交通関係施設対策</p> <p>2 道路</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>
48	<p>(2) 山間道路の土砂崩れ等災害防止対策</p> <p>山間道路については、豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性がある<u>ので</u>、法面処理工、落石覆工などの対策を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>4 港湾・漁港</p> <p>中部地方整備局、県（建設部）及び市は、次の対策を実施又は推進する。</p> <p>(1) 港湾改修</p> <p>船舶の大型化、<u>高速化</u>に伴い、航路や泊地の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。また台風、高潮災害時による被害を低減するため、コンテナ等の流失防止柵や、埠頭用地等の嵩上げを実施する。</p>	<p>(2) 山間<u>地域の</u>道路の土砂崩れ等災害防止対策</p> <p>山間<u>地域の</u>道路については、豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性がある<u>ため</u>、法面処理工、落石覆工などの対策を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>4 港湾・漁港</p> <p>中部地方整備局、県（建設局）及び市は、次の対策を実施又は推進する。</p> <p>(1) 港湾改修</p> <p>船舶の大型化に伴い、航路や泊地の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。また台風、高潮災害時による被害を低減するため、コンテナ等の流失防止柵や、埠頭用地等の嵩上げを実施する。</p>	<p>(表記の整理)</p> <p>(愛知県の組織再編に伴う修正)</p> <p>(表記の整理)</p>
48	<p>第2節 ライフライン関係施設対策</p> <p>5 下水道</p> <p>下水道管理者（県（建設部）及び市）は、次の対策を実施する。</p>	<p>第2節 ライフライン関係施設対策</p> <p>5 下水道</p> <p>下水道管理者（県（建設局）及び市）は、次の対策を実施する。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(愛知県の組織再編に伴う修正)</p>
57	<p>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p> <p>6 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>◆資料編（資料12-12）愛知県防災行政無線局に関する協定書</p>	<p>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p> <p>6 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>◆資料編（資料12-11）愛知県防災行政無線局に関する協定書</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p>

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
64	第8章 避難行動の促進対策	第8章 避難行動の促進対策	（表記の整理）
64	<p>基本方針</p> <p>○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、<u>避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u></p>	<p>基本方針</p> <p>○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難勧告等を発令する。</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。）</p>
64	<p>第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</p>	<p>第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>
64	<p>1 県（防災局）における措置 （略）</p>	<p>1 県（防災<u>安全</u>局）における措置 （略）</p>	<p>（愛知県の組織再編に伴う修正）</p>
65	<p>2 市における措置 （略）</p> <p>市は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p>	<p>2 市における措置 （略）</p> <p>市は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、<u>災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。</u>また、気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p>	<p>（「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。）</p>
65	<p>第2節 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）及び避難路の指定等</p>	<p>第2節 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）及び避難路の指定等</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 （表記の整理）</p>
66	<p>1 市における措置</p> <p>◆資料編（資料12-31）災害発生時における一時待避所の使用に関する覚書</p>	<p>1 市における措置</p> <p><u>（削除）</u></p>	

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
66	<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、避難指示（緊急）等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p>	<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、避難指示（緊急）等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>
67	<p>オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める</p> <p>カ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</p> <p>キ 避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること</p> <p>(ア) 避難の勧告・指示を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生都度の適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。</p> <p>(イ) 土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよ</p>	<p>オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて<u>5段階の警戒レベルを付記するとともに</u>避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p> <p>カ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきこと<u>や、既に災害が発生している状況（[警戒レベル5]）で未だ避難できていない場合には命を守るための最善の行動をとる必要があること</u>にも留意すること。</p> <p>キ 避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること</p> <p>(ア) 避難の勧告・指示を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、<u>該当する警戒レベル相当情報を基に</u>、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。</p> <p><u>また、避難勧告等の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。[警戒レベル4]避難指示（緊急）については、必ず発令されるものではなく、事態が切迫している場合や、大河川で水位予測に基づき段階的に発令できる場合等、災害が発生するおそれが極めて高い状況において、地域の状況に応じて、緊急的に、又は重ねて避難を促す場合等に発令する。[警戒レベル5]災害発生情報は、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を市町村が把握した場合に、可能な範囲で発令する。</u></p> <p>なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生都度の適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。</p> <p>(イ) 土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよ</p>	<p>（「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>（「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。）</p>

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
68	<p>う、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること <u>（追加）</u></p> <p>（ウ）高潮に係る避難勧告等については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること <u>（追加）</u></p> <p>（略）</p> <p>2 県（建設部）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</p>	<p>う、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。<u>。</u></p> <p><u>なお、土砂災害が発見された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した個所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、ただちに「警戒レベル5」災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示すること。</u></p> <p>（ウ）高潮に係る避難勧告等については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。<u>。</u></p> <p><u>なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合には、ただちに「警戒レベル5」災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示すること。水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合も同様とする。</u></p> <p>（略）</p> <p>2 県（建設局）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>（愛知県の組織再編に伴う修正）</p>
68	<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p> <p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>（略）</p> <p>(1) 避難計画の作成</p> <p>市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>ア 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法</p> <p>（略）</p>	<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p> <p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>（略）</p> <p>(1) 避難計画の作成</p> <p>市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>ア 避難勧告等を行う基準及び伝達方法</p> <p>（略）</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>（表記の整理）</p>
69	<p>エ 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p> <p>（略）</p>	<p>エ 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p> <p>（略）</p>	<p>（防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正）</p>
70	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p>	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p>	<p>1. 県の地域防災</p>

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由																								
71	<p>1 市における措置 （略） (2) 避難のための知識の普及 （略） イ 避難時における知識 （略） ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」での待避等を行うべきこと <u>（追加）</u> （略） (3) その他 ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。 イ 市は、指定避難場所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、設置にあたっては、<u>愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</u> ウ 市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。</p>	<p>1 市における措置 （略） (2) 避難のための知識の普及 （略） イ 避難時における知識 （略） ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」での待避等を行うべきこと <u>・市長から「警戒レベル5」災害発生情報が発令された場合、未だ避難できていない住民は命を守るための最善の行動をとる必要があること</u> （略） (3) その他 ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。 イ 市は、指定避難場所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、<u>愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、</u>日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。 ウ 市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。</p>	<p>計画の修正の反映 （「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。） （表記の整理）</p>																								
72	<p align="center">第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	<p align="center">第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>																									
72	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="332 1549 1386 1852"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td> <td>（市）防災課、 高齢介護課、福祉課、 社会福祉施設等管理者</td> <td>1 (1) 社会福祉施設等における対策 1 (2) 在宅の要配慮者対策 1 (3) 避難行動要支援者対策 1 (4) 外国人等に対する対策 1 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	（略）	（略）	（略）	第2節 要配慮者支援対策	（市）防災課、 高齢介護課、福祉課、 社会福祉施設等管理者	1 (1) 社会福祉施設等における対策 1 (2) 在宅の要配慮者対策 1 (3) 避難行動要支援者対策 1 (4) 外国人等に対する対策 1 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策	（略）	（略）	（略）	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1525 1549 2579 1852"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td> <td>（市）防災課、 高齢介護課、福祉課、 <u>地域協働課</u>、 社会福祉施設等管理者</td> <td>1 (1) 社会福祉施設等における対策 1 (2) 在宅の要配慮者対策 1 (3) 避難行動要支援者対策 1 (4) 外国人等に対する対策 1 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	（略）	（略）	（略）	第2節 要配慮者支援対策	（市）防災課、 高齢介護課、福祉課、 <u>地域協働課</u> 、 社会福祉施設等管理者	1 (1) 社会福祉施設等における対策 1 (2) 在宅の要配慮者対策 1 (3) 避難行動要支援者対策 1 (4) 外国人等に対する対策 1 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策	（略）	（略）	（略）	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 （表記の整理）</p>
区 分	機 関 名	主 な 内 容																									
（略）	（略）	（略）																									
第2節 要配慮者支援対策	（市）防災課、 高齢介護課、福祉課、 社会福祉施設等管理者	1 (1) 社会福祉施設等における対策 1 (2) 在宅の要配慮者対策 1 (3) 避難行動要支援者対策 1 (4) 外国人等に対する対策 1 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策																									
（略）	（略）	（略）																									
区 分	機 関 名	主 な 内 容																									
（略）	（略）	（略）																									
第2節 要配慮者支援対策	（市）防災課、 高齢介護課、福祉課、 <u>地域協働課</u> 、 社会福祉施設等管理者	1 (1) 社会福祉施設等における対策 1 (2) 在宅の要配慮者対策 1 (3) 避難行動要支援者対策 1 (4) 外国人等に対する対策 1 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策																									
（略）	（略）	（略）																									

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
73	<p>第1節 避難所の指定・整備</p> <p>1 市における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-22）災害時における避難所開設に関する協定書（市対碧南市社会福祉協議会） ◆資料編（資料12-40）災害時等における要援護者（要配慮者）に対する社会福祉施設等の使用に関する協定書 	<p>第1節 避難所の指定・整備</p> <p>1 市における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-21）災害時における避難所開設に関する協定書（市対碧南市社会福祉協議会） ◆資料編（資料12-37）災害時等における要援護者（要配慮者）に対する社会福祉施設等の使用に関する協定書 	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p>
77	<p>第3節 帰宅困難者対策</p> <p>2 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p>	<p>第3節 帰宅困難者対策</p> <p>2 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、<u>一時滞在施設</u>（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正)</p>
79	<p>第10章 広域応援体制の整備</p>	<p>第10章 広域応援体制の整備</p>	
79	<p>第2節 広域応援体制の整備</p> <p>1 応援協定の締結等 (略)</p> <p>(2) 民間団体等との協定</p> <p>県及び市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</p>	<p>第2節 広域応援体制の整備</p> <p>1 応援協定の締結等 (略)</p> <p>(2) 民間団体等との協定</p> <p>県及び市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。<u>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正)</p>
80	<ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-10）衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定 ◆資料編（資料12-25）碧南市、越前市災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-32）石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-9）衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定 ◆資料編（資料12-24）碧南市、越前市災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-29）石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定 	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p>

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
82	<p>◆資料編（資料12-34）碧南市、由仁町災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-38）碧南市、塩竈市災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-43）西三河災害時相互応援協定書</p> <p style="text-align: center;">第11章 防災訓練及び防災意識の向上</p>	<p>◆資料編（資料12-31）碧南市、由仁町災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-35）碧南市、塩竈市災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-40）西三河災害時相互応援協定書</p> <p style="text-align: center;">第11章 防災訓練及び防災意識の向上</p>	(表記の整理)
84	<p>1 市及び学校等管理者における措置 (略)</p>	<p>1 市及び消防署における措置 (略)</p>	
84	<p>(1) 計画の策定及び周知徹底 災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、<u>県(防災局)</u>や市防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。</p> <p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>	<p>(1) 計画の策定及び周知徹底 災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、<u>県(防災安全局)</u>や市防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。</p> <p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>	1. 県の地域防災計画の修正の反映
85	<p>1 市及び消防署における措置 (1) 防災意識の啓発 市は、災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 (略) オ 警報等や避難指示(緊急)等の意味と内容 カ 警報等発表時や警報等発表時や避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動</p>	<p>1 市及び消防署における措置 (1) 防災意識の啓発 市は、災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、<u>県や防災関係機関</u>、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 (略) オ 警報等や避難勧告等の意味と内容 カ 警報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動</p>	(表記の整理)
85	<p>第3節 防災のための教育 1 市及び学校等管理者における措置 (略)</p>	<p>第3節 防災のための教育 1 市及び学校等管理者における措置 (略)</p>	1. 県の地域防災計画の修正の反映
86	<p>(1) 児童生徒等に対する<u>安全教育</u> 児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校、幼稚園及び保育所</p>	<p>(1) 児童生徒等に対する<u>防災教育</u> 児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校、幼稚園及び保育所</p>	(「避難勧告等に関するガイドラ

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
90	<p>において防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、学級会活動、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</p> <p style="text-align: center;">第3編 災害応急対策</p> <p style="text-align: center;">第1章 活動態勢（組織の動員配備）</p> <p>第1節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>2 職員動員計画</p> <p>(3) 非常連絡及び動員</p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) 勤務時間外の伝達方法</p> <p style="padding-left: 40px;">図中：愛知県防災局災害対策課</p> <p>第2節 職員の派遣要請</p> <p>◆資料編（資料12-13）災害対策本部等設置時における職員の派遣に関する協定書（市対衣浦東部広域連合）</p>	<p>において防災上必要な防災教育を行う。<u>災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。</u>また、防災教育は、学級会活動、学校行事<u>及び訓練</u>等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</p> <p style="text-align: center;">第3編 災害応急対策</p> <p style="text-align: center;">第1章 活動態勢（組織の動員配備）</p> <p>第1節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>2 職員動員計画</p> <p>(3) 非常連絡及び動員</p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) 勤務時間外の伝達方法</p> <p style="padding-left: 40px;">図中：愛知県防災<u>安全</u>局災害対策課</p> <p>第2節 職員の派遣要請</p> <p>◆資料編（資料12-<u>12</u>）災害対策本部等設置時における職員の派遣に関する協定書（市対衣浦東部広域連合）</p>	<p>イン」の改定（H31.3）に伴う修正。）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>（愛知県の組織再編に伴う修正）</p> <p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>（表記の整理）</p>

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由																																								
96 97	<p>第3節 災害救助法の適用 1 県における措置 (3) 市町村への委任</p> <table border="1" data-bbox="332 485 1362 890"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>市町村立小・中学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">県（県民文化局、教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	(略)	(略)		学用品の給与			市町村立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）		県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）		(略)	(略)		<p>第3節 災害救助法の適用 1 県における措置 (3) 市町村への委任</p> <table border="1" data-bbox="1525 485 2555 890"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>市町村立小・中学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">県（県民文化局、教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	(略)	(略)		学用品の給与			市町村立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）		県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）		(略)	(略)		<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(愛知県の組織再編に伴う修正)</p>
救助の種類	実施者																																										
	局地災害の場合	広域災害の場合																																									
(略)	(略)																																										
学用品の給与																																											
市町村立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）																																										
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）																																										
(略)	(略)																																										
救助の種類	実施者																																										
	局地災害の場合	広域災害の場合																																									
(略)	(略)																																										
学用品の給与																																											
市町村立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）																																										
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）																																										
(略)	(略)																																										
99	<p>第2章 避難行動</p>	<p>第2章 避難行動</p>																																									
100	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="290 1201 1406 1346"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 避難の勧告・指示</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	(略)	(略)	(略)	第2節 避難の勧告・指示	(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1484 1201 2599 1346"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 避難勧告</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	(略)	(略)	(略)	第2節 避難勧告	(略)	(略)	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p>																						
区分	機関名	主な内容																																									
(略)	(略)	(略)																																									
第2節 避難の勧告・指示	(略)	(略)																																									
区分	機関名	主な内容																																									
(略)	(略)	(略)																																									
第2節 避難勧告	(略)	(略)																																									
100 101	<p>第1節 気象警報等の発表、伝達 1 名古屋地方気象台における措置 名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局に通知しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>2 洪水予報（中部地方整備局、県及び名古屋地方気象台等における措置）</p>	<p>第1節 気象警報等の発表、伝達 1 名古屋地方気象台における措置 名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（<u>該当する警戒レベル相当情報含む。</u>ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局に通知しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>2 洪水予報（中部地方整備局、県及び名古屋地方気象台等における措置）</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(「避難勧告等に関するガイドライン」の改定(H31.3)に伴う修正。)</p>																																								

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
102	<p>(1) 中部地方整備局及び名古屋地方気象台・岐阜地方気象台は、矢作川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。</p> <p>(2) 名古屋地方気象台及び県は、新川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。</p> <p>3 水防警報（中部地方整備局及び県（建設部）における措置） （略）</p> <p>4 土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県における措置） 名古屋地方気象台及び県は、分けられた区ごとに、土砂災害発生の危険度が高まったときに、共同して土砂災害警戒情報を発表し、関係機関に連絡する。 また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を市や住民に提供する。</p> <p>（略）</p> <p>10 気象予報警報等の伝達系統 (1) 気象・水象に関する特別警報・警報等の伝達系統 （略） （注）1 伝達方法 点線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路 2 気象庁本庁から西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う</p> <p>（略）</p>	<p>(1) 中部地方整備局及び名古屋地方気象台・岐阜地方気象台は、矢作川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき（<u>氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報 [洪水]</u>）、<u>氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報 [洪水]</u>）、<u>氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報 [洪水]</u>）及び<u>氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報 [洪水]</u>）は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。</p> <p>(2) （削除）</p> <p>3 水防警報（中部地方整備局及び県（建設局）における措置） （略）</p> <p>4 土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県における措置） 名古屋地方気象台及び県は、分けられた区ごとに、土砂災害発生の危険度が高まったときに、共同して土砂災害警戒情報（<u>警戒レベル4相当情報 [土砂災害]</u>）を発表し、関係機関に連絡する。 また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を<u>該当する警戒レベル相当情報を付して</u>市や住民に提供する。</p> <p>（略）</p> <p>10 気象予報警報等の伝達系統 (1) 気象・水象に関する特別警報・警報等の伝達系統 （略） （注）1 伝達方法 点線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路 2 <u>名古屋地方気象台</u>から西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。</p> <p>（略）</p>	<p>（愛知県の組織再編に伴う修正）</p> <p>（「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>（表記の整理）</p>
104	<p>(4) 土砂災害警戒情報の伝達系統 （略） （注）土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設部砂防課が協議のうえ、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。</p>	<p>(4) 土砂災害警戒情報（<u>警戒レベル4相当情報 [土砂災害]</u>）の伝達系統 （略） （注）土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議のうえ、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。</p>	<p>（「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。）</p> <p>（愛知県の組織再編に伴う修正）</p>

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
105	<p>第2節 避難の勧告・指示</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難勧告等 <u>（追加）</u></p> <p>ア 避難勧告・避難指示（緊急） 気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・避難指示（緊急）を発令するものとする。 その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。 (略)</p>	<p>第2節 避難勧告</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難勧告等 <u>速やかに立ち退き避難を促す情報は、【警戒レベル4】避難勧告を基本とする。避難勧告等を発令するにあたり、住民の周囲の状況等により、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない等やむを得ない場合には、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。</u> <u>また、災害が発生した場合は、可能な範囲で一定の区域ごとの災害を発表し、居住者等に命を守るための最善の行動をとるよう呼びかける。</u></p> <p>ア <u>【警戒レベル5】災害発生情報</u> <u>河川管理者や水防団等と連携して巡視等を行った結果、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を市町村が把握した場合に、可能な範囲で発令する。</u></p> <p>イ <u>【警戒レベル4】避難勧告・避難指示（緊急）</u> 気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な【警戒レベル4】避難勧告・避難指示（緊急）を発令するものとする。 その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。 (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>（「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。）</p>
105	<p>イ 避難準備・高齢者等避難開始 一般住民に対して避難準備（避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。 また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて避難所を開設する。 <u>（追加）</u></p>	<p>ウ <u>【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始</u> 一般住民に対して避難準備（避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。 また、必要に応じ、<u>【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて避難所を開設する。</u> <u>なお、夜間、早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>（「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。）</p>
105	<p>ウ 屋内安全確保</p>	<p><u>（削除）</u></p>	<p>1. 県の地域防災</p>

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
106	<p><u>周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。ただし、土砂災害については、避難所に立退き避難することが原則となる。</u></p> <p>エ 対象地域の設定 避難勧告等を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</p> <p>オ 避難勧告等の伝達 避難勧告等を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p>	<p>エ 対象地域の設定 避難勧告等を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</p> <p>オ 避難勧告等の伝達 避難勧告等を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p>	<p>計画の修正の反映</p> <p>（「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。）</p>
111	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p>	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p>	
112 113	<p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>2 災害状況等の一般的収集、伝達系統</p> <p>(1) 市の被害状況等の収集、伝達系統は次のとおりである。</p> <p>図中：各部</p>	<p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>2 災害状況等の一般的収集、伝達系統</p> <p>(1) 市の被害状況等の収集、伝達系統は次のとおりである。</p> <p>図中：各局</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>（愛知県の組織再編に伴う修正）</p>
119 120 121	<p>第3節 広報</p> <p>1 防災関係機関の措置</p> <p>◆資料編（資料12-50）災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書（愛知県行政書士会 碧海支部）</p> <p>5 広報活動の実施方法</p> <p>◆資料編（資料12-17）災害時の放送に関する協定（市対キャッチネットワーク、エフエムキャッチ）</p>	<p>第3節 広報</p> <p>1 防災関係機関の措置</p> <p>◆資料編（資料12-47）災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書（愛知県行政書士会 碧海支部）</p> <p>5 広報活動の実施方法</p> <p>◆資料編（資料12-16）災害時の放送に関する協定（市対キャッチネットワーク、エフエムキャッチ）</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>（表記の整理）</p>
122	<p>第4章 応援協力・派遣要請</p>	<p>第4章 応援協力・派遣要請</p>	
123	<p>第1節 応援協力</p>	<p>第1節 応援協力</p>	<p>2. 碧南市各部署</p>

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
	<p>1 市における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-10）衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定 ◆資料編（資料12-25）碧南市、越前市災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-32）石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定 ◆資料編（資料12-34）碧南市、由仁町災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-38）碧南市、塩竈市災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-43）西三河災害時相互応援協定書 	<p>1 市における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-9）衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定 ◆資料編（資料12-24）碧南市、越前市災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-29）石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定 ◆資料編（資料12-31）碧南市、由仁町災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-35）碧南市、塩竈市災害時相互応援協定書 ◆資料編（資料12-40）西三河災害時相互応援協定書 	<p>における活動の反映等 （表記の整理）</p>
124	<p>第3節 自衛隊の災害派遣 （略）</p>	<p>第3節 自衛隊の災害派遣 （略）</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>
125	<p>2 災害派遣要請等手続系統 図中：防災局 （注）市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部（西三河県民事務所）へも連絡すること。</p>	<p>2 災害派遣要請等手続系統 図中：防災安全局 （注）市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部（西三河県民事務所）へも連絡すること。</p>	<p>（愛知県の組織再編に伴う修正）</p>
127	<p>第4節 ボランティアの受入れ 1 市及び社会福祉協議会における措置 ◆資料編（資料12-21）碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書（市対碧南市社会福祉協議会）</p>	<p>第4節 ボランティアの受入れ 1 市及び社会福祉協議会における措置 ◆資料編（資料12-20）碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書（市対碧南市社会福祉協議会）</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 （表記の整理）</p>
132	<p style="text-align: center;">第5章 救出・救助対策</p>	<p style="text-align: center;">第5章 救出・救助対策</p>	
135	<p>第3節 航空機の活用 1 市における措置 市は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県（防災局消防保安課防災航空グループ）に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出するものとする。 ◆資料編（資料12-19）愛知県防災ヘリコプター支援協定</p>	<p>第3節 航空機の活用 1 市における措置 市は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県（防災安全局消防保安課防災航空グループ）に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出するものとする。 ◆資料編（資料12-18）愛知県防災ヘリコプター支援協定</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （愛知県の組織再編に伴う修正） 2. 碧南市各部局における活動の反映等 （表記の整理）</p>

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
<p>137</p> <p>138</p>	<p>第1節 医療救護</p> <p>(1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成</p> <p>ア 市は、市民病院を拠点として医療活動を行うほか、市内6小学校(日進小学校以外)に医療救護所を設置し、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会等に対して協力を求めて医療救護班を編成し、トリアージと応急処置を行うとともに、避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。</p> <p>イ 医療救護の本部は市役所内(会議室1)に置き、ボランティア医師の受け入れ等の準備を行う。</p> <p>ウ 医療救護班は6小学校の医療救護所のほか、次に掲げる施設を利用して臨機応急な医療活動に努める。また、必要に応じ巡回救護を行う。</p> <p>(ア) 市内の病院及び診療所の外科診療施設</p> <p>(イ) 近隣市町村内の病院又は診療所の外来診療施設</p> <p>エ 医療救護班は、地域災害医療対策会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。</p> <p>◆資料編(資料12-14) 災害時医療救護に関する協定書(市対碧南市医師会)</p> <p>◆資料編(資料12-15) 災害時歯科医療救護に関する協定書(市対碧南歯科医師会)</p> <p>◆資料編(資料12-16) 災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書(市対碧南市薬剤師会)</p> <p>(2) 医療救護班の活動</p> <p>ア 災害救助法に基づく医療は、原則として医療救護班(適用前は第1医療班。以下同様とする)によって行うものとする。医療救護班は、おおむね医師1~3名、看護師2~3名、事務員等(薬剤師等を含む。)1~2名とする。</p> <p>イ 医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。</p> <p>ウ 医療救護班の活動に必要な医薬品、その他衛生機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、市内6小学校医療救護所に分散備蓄しておくものとする。</p> <p>エ 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難民及び周辺住民の医療の確保を図る。</p> <p>オ 医療救護班による救護ができない者、又は医療救護班による救護が適当でない者については、市内の病院の入院治療施設を委託医療機関として救護を行うものとする。</p> <p>この場合において、委託医療機関は原則として市長の発行する医療券等により</p>	<p>第1節 医療救護</p> <p>(1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成</p> <p>ア 市は、市内2カ所(第1候補場所：新川小学校・棚尾小学校、代替候補場所：新川中学校、南中学校)に医療救護所を設置し、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会等に対して協力を求めて医療救護班を編成し、トリアージと応急処置を行うとともに、避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。</p> <p>イ 発災時は、医療救護本部を市役所内(会議室2)に設置し、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会及び市第1医療班が参集する。参集できた人員において、医療救護所開設のための班編成や勤務体制の確認等の準備を行い、整った時点で現地派遣を行う。その後、被害状況や参集状況に応じて、医療救護班の編成、医療救護所の開設を行う。</p> <p>ウ 市は、地域災害医療対策会議(発災後72時間後を目処に設置予定。開催場所は、被災状況により関係者で検討し決定される。)に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。</p> <p>◆資料編(資料12-13) 災害時医療救護に関する協定書(市対碧南市医師会)</p> <p>◆資料編(資料12-14) 災害時歯科医療救護に関する協定書(市対碧南歯科医師会)</p> <p>◆資料編(資料12-15) 災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書(市対碧南市薬剤師会)</p> <p>(2) 医療救護班の活動</p> <p>ア 災害救助法に基づく医療は、原則として医療救護班によって行うものとする。</p> <p>イ 医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とする者については、医療救護本部と連携し適切な後方医療施設等へ搬送する。</p> <p>ウ 医療救護班の活動に必要な医薬品、その他機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、医療救護所の第1候補場所としている小学校に備蓄しておくものとする。</p> <p>エ 医療救護班による救護ができない者、又は医療救護班による救護が適当でない者については、市内の病院の入院治療施設を委託医療機関として救護を行うものとする。</p> <p>この場合において、委託医療機関は原則として市長の発行する医療券等により救護を行うものとする。</p> <p>◆資料編(資料9-1) 市内の医療機関</p> <p>オ 災害救助法による助産は、原則として医療救護班によって行われる。医療救護班による助産ができない場合、又は医療救護班による助産が適当でない者につい</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理、医療救護体制見直しによる修正)</p>

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
<p>139</p> <p>142</p> <p>143</p>	<p>救護を行うものとする。</p> <p>◆資料編（資料9-1）市内の医療機関</p> <p>カ 災害救助法による助産は、原則として医療救護班によって行われる。医療救護班による助産ができない場合、又は医療救護班による助産が適当でない者については、市内の産科を有する病院を委託助産機関として助産を行うものとする。</p> <p>この場合において、委託助産機関は原則として市長の発行する助産券等で助産を行うものとする。</p> <p>キ 市独自で十分な医療救護活動が実施できない場合には、県へ医療救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入れを要請する。</p> <p>(3) 救急搬送の実施（消防署）</p> <p>ア 患者の搬送は、原則として消防署並びに応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。</p> <p>イ 消防の救急車両が手配できない場合は、県、市、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。</p> <p>ウ 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及び広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）へ搬送する場合については、要請に基づき県、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部等がヘリコプター等により空輸する。</p> <p>エ 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。</p> <p>オ 第四管区海上保安本部は、医療活動場所の提供、災害応急対策等に従事する者の宿泊について要請があった場合には、海上における災害応急対策の実施に支障を及ぼさない範囲において、その設備を有する巡視船で支援を行う。</p> <p>(4) 医薬品その他衛生材料の確保（市）</p> <p>◆資料編（資料12-16）災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書（市対碧南市薬剤師会）</p> <p>◆資料編（資料12-36）災害救助物資の緊急調達に関する協定</p> <p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>1 市における措置</p> <p>◆資料編（資料12-37）災害時における食品の衛生確保等の協力に関する協定書（市対愛知県食品衛生協会衣浦東部支部）</p> <p>第7章 交通の確保・緊急輸送対策</p>	<p><u>ては、市内の産科を有する病院を委託助産機関として助産を行うものとする。</u></p> <p><u>この場合において、委託助産機関は原則として市長の発行する助産券等で助産を行うものとする。</u></p> <p><u>カ 市独自で十分な医療救護活動が実施できない場合には、県へ医療救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入れを要請する。</u></p> <p>(3) 救急搬送の実施</p> <p><u>ア 患者の搬送は、消防機関等が行うものであるが、消防機関等の救急車両が手配できない場合は、市、市内医療機関及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。</u></p> <p><u>イ 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ搬送する場合には、県防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の派遣要請を県に依頼する。</u></p> <p><u>ウ 第四管区海上保安本部は、医療活動場所の提供、災害応急対策等に従事する者の宿泊について要請があった場合には、海上における災害応急対策の実施に支障を及ぼさない範囲において、その設備を有する巡視船で支援を行う。</u></p> <p>(4) 医薬品その他衛生材料の確保（市）</p> <p>◆資料編（資料12-15）災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書（市対碧南市薬剤師会）</p> <p>◆資料編（資料12-33）災害救助物資の緊急調達に関する協定</p> <p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>1 市における措置</p> <p>◆資料編（資料12-34）災害時における食品の衛生確保等の協力に関する協定書（市対愛知県食品衛生協会衣浦東部支部）</p> <p>第7章 交通の確保・緊急輸送対策</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由																																								
143	<p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="299 386 1394 789"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td></td> <td>(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td></td> <td>(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保（※） (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>碧南市</td> <td></td> <td>(略) ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関名	事前	被害発生中	事後	(略)		(略)		中部地方整備局		(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 (略)		県		(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保（※） (略)		碧南市		(略) ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 (略)		<p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1492 386 2588 789"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td></td> <td>(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等^等の機能の確保 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td></td> <td>(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等^等の機能確保（※） (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>碧南市</td> <td></td> <td>(略) ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等^等の機能確保 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関名	事前	被害発生中	事後	(略)		(略)		中部地方整備局		(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等 ^等 の機能の確保 (略)		県		(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等 ^等 の機能確保（※） (略)		碧南市		(略) ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等 ^等 の機能確保 (略)		<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正)</p>
機関名	事前	被害発生中	事後																																								
(略)		(略)																																									
中部地方整備局		(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 (略)																																									
県		(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保（※） (略)																																									
碧南市		(略) ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 (略)																																									
機関名	事前	被害発生中	事後																																								
(略)		(略)																																									
中部地方整備局		(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等 ^等 の機能の確保 (略)																																									
県		(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等 ^等 の機能確保（※） (略)																																									
碧南市		(略) ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等 ^等 の機能確保 (略)																																									
145	<p>第1節 道路交通規制等</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 道路交通規制等</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																																								
146	<p>(5) 緊急通行車両の確認等</p> <p>(略)</p> <p>イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p>	<p>(5) 緊急通行車両の確認等</p> <p>(略)</p> <p>イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p>	<p>(愛知県の組織再編に伴う修正)</p>																																								
149	<p>第2節 道路施設対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</p> <p>ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</p> <p>イ 緊急輸送道路（指定拠点、区間及び路線図は資料編（資料6-3）のとおり）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、各道路管理者と連携して、迅速に障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2節 道路施設対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等^等の機能確保</p> <p>ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</p> <p>イ 緊急輸送道路（指定拠点、区間及び路線図は資料編（資料6-3）のとおり）<u>及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）</u>について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、各道路管理者と連携して、迅速に障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p> <p>(略)</p> <p><u>キ 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正)</p>																																								

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
150	<p>(略)</p> <p>◆資料編（資料12-33）災害時の情報交換に関する協定（市対国土交通省中部地方整備局）</p> <p>◆資料編（資料12-51）災害時橋梁緊急点検の協力に関する協定書</p> <p>2 中部地方整備局における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保</p> <p>ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</p> <p>イ 緊急輸送道路について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p>	<p><u>合、国に代行を要請する。</u></p> <p>(略)</p> <p>◆資料編（資料12-30）災害時の情報交換に関する協定（市対国土交通省中部地方整備局）</p> <p>◆資料編（資料12-48）災害時橋梁緊急点検の協力に関する協定書</p> <p>2 中部地方整備局における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保</p> <p>ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</p> <p>イ 緊急輸送道路<u>及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）</u>について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p>
151	<p>第3節 港湾・漁港施設対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 港湾・漁港施設対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>
152	<p>(5) 航路啓開の実施</p> <p>港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、<u>現地災害対策本部</u>等に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。</p>	<p>(5) 航路啓開の実施</p> <p>港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、<u>国（国土交通省、農林水産省）</u>に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。</p>	<p>(防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正）</p>
153 154	<p>第5節 緊急輸送手段の確保</p> <p>1 市における措置</p> <p>◆資料編（資料12-26）災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定書（市対愛知県トラック協会西三河支部碧南部会）</p>	<p>第5節 緊急輸送手段の確保</p> <p>1 市における措置</p> <p>◆資料編（資料12-25）災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定書（市対愛知県トラック協会西三河支部碧南部会）</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p>
157	<p>第8章 水害防除対策</p>	<p>第8章 水害防除対策</p>	
158	<p>第1節 水防（水防活動）</p> <p>1 水防管理者、水門・こう門等の管理者、河川管理者及び海岸管理者における措置</p>	<p>第1節 水防（水防活動）</p> <p>1 水防管理者、水門・こう門等の管理者、河川管理者及び海岸管理者における措置</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
159	<p>(略)</p> <p>キ 緊急通行 水防団等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要ある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</p> <p>ク 公用負担 水防団長等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時利用し、土石等の資材を使用し、車両・運搬用機器・排水機器を使用することができ、水防管理団体は、それにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</p>	<p>(略)</p> <p>キ 緊急通行 <u>水防団長、水防団員及び消防機関に属する者</u>並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要ある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</p> <p>ク 公用負担 <u>水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。</u> <u>①必要な土地の一時使用</u> <u>②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用</u> <u>③車両その他の運搬用機器の使用</u> <u>④排水用機器の使用</u> <u>⑤工作物その他の障害物の処分</u> <u>また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。</u> <u>水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。</u></p>	<p>(表記の整理)</p> <p>(表記の整理)</p>
163	<p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	<p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	
164	<p>第1節 避難所の開設・運営</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(1) 避難所の開設 市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。 <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>第1節 避難所の開設・運営</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(1) 避難所の開設 市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。<u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正）</p>

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
167	<p>第3節 帰宅困難者対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等</p> <p>市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。</p> <p>また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。</p>	<p>第3節 帰宅困難者対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の確保等</p> <p>市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。</p> <p>また、必要に応じて、<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の確保等の支援を行う。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正）</p>
168	<p>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</p>	<p>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</p>	
168	<p>(略)</p> <p>主な機関の措置</p> <p>表中：第2節 食品の供給（市）防災課、商工課、<u>庶務課</u></p>	<p>(略)</p> <p>主な機関の措置</p> <p>表中：第2節 食品の供給（市）防災課、商工課、<u>（削除）</u></p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 （表記の整理）</p>
169	<p>第1節 給水</p>	<p>第1節 給水</p>	
170	<p>3 応援体制</p> <p>◆資料編（資料12-6）水道災害相互応援に関する覚書</p> <p>◆資料編（資料12-36）災害救助物資の緊急調達に関する協定</p>	<p>3 応援体制</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>◆資料編（資料12-33）災害救助物資の緊急調達に関する協定</p>	
170	<p>第2節 食品の供給</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 食品の供給</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>
172	<p>炊き出し用として米穀（精米）を確保する手順図中</p> <p><u>愛知県知事（農林水産部食育消費流通課）</u></p> <p>(略)</p> <p>◆資料編（資料12-23）災害時における食糧品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（市対あいち中央農業協同組合）</p> <p>◆資料編（資料12-36）災害救助物資の緊急調達に関する協定</p>	<p>炊き出し用として米穀（精米）を確保する手順図中</p> <p><u>愛知県知事（農業水産局食育消費流通課）</u></p> <p>(略)</p> <p>◆資料編（資料12-22）災害時における食糧品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（市対あいち中央農業協同組合）</p> <p>◆資料編（資料12-33）災害救助物資の緊急調達に関する協定</p>	<p>（愛知県の組織再編に伴う修正）</p> <p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 （表記の整理）</p>
172	<p>第3節 生活必需物資の供給</p>	<p>第3節 生活必需物資の供給</p>	<p>2. 碧南市各部局</p>

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由																								
173	<p>1 市における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-11）大規模災害時における応急措置資器材の提供等に関する協定（市対碧南高浜石油業協同組合） ◆資料編（資料12-23）災害時における食糧品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（市対あいち中央農業協同組合） ◆資料編（資料12-24）災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書（市対株三河機工） ◆資料編（資料12-36）災害救助物資の緊急調達に関する協定 ◆資料編（資料12-48）災害時における液化石油ガスの供給協力等に関する協定書 	<p>1 市における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資料編（資料12-10）大規模災害時における応急措置資器材の提供等に関する協定（市対碧南高浜石油業協同組合） ◆資料編（資料12-22）災害時における食糧品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（市対あいち中央農業協同組合） ◆資料編（資料12-23）災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協書（市対株三河機工） ◆資料編（資料12-33）災害救助物資の緊急調達に関する協定 ◆資料編（資料12-45）災害時における液化石油ガスの供給協力等に関する協定書 	<p>における活動の反映等 (表記の整理)</p>																								
176	<p>第12章 遺体の取扱い</p>	<p>第12章 遺体の取扱い</p>																									
176	<p>基本方針</p> <p>○ 囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）するものとする。</p>	<p>基本方針</p> <p>○ <u>周囲</u>の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）するものとする。</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p>																								
176	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="290 1304 1406 1864"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 遺体の処理</td> <td>(市) 市民課、健康課、在宅ケアセンター、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部</td> <td>1 (1) 対象者 1 (2) 遺体の収容及び一時保存 1 (3) 遺体の検視（調査）及び検案 1 (4) 遺体の洗浄等 1 (5) 遺体の身元確認及び引き渡し 1 (6) 応援要求 2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置 3 災害救助法の適用</td> </tr> <tr> <td>第3節 遺体の埋火葬</td> <td>(市) 市民課、福祉課、衣浦衛生組合</td> <td>1 (1) 対象 1 (2) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1 (3) 遺体の搬送 1 (4) 埋火葬 1 (5) 棺、骨つぼ等の支給 1 (6) 埋火葬相談窓口の設置 1 (7) 応援要求 2 災害救助法の適用</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第2節 遺体の処理	(市) 市民課、健康課、在宅ケアセンター、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部	1 (1) 対象者 1 (2) 遺体の収容及び一時保存 1 (3) 遺体の検視（調査）及び検案 1 (4) 遺体の洗浄等 1 (5) 遺体の身元確認及び引き渡し 1 (6) 応援要求 2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置 3 災害救助法の適用	第3節 遺体の埋火葬	(市) 市民課、福祉課、衣浦衛生組合	1 (1) 対象 1 (2) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1 (3) 遺体の搬送 1 (4) 埋火葬 1 (5) 棺、骨つぼ等の支給 1 (6) 埋火葬相談窓口の設置 1 (7) 応援要求 2 災害救助法の適用	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1486 1304 2602 1864"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 遺体の処理</td> <td>(市) 市民課、健康課、<u>監査委員事務局、会計課</u>、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部</td> <td><u>(削除)</u> 1 (1) 遺体の収容及び一時保存 1 (2) 遺体の検視（調査）及び検案 1 (3) 遺体の洗浄等 1 (4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1 (5) 応援要求 2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置 3 災害救助法の適用</td> </tr> <tr> <td>第3節 遺体の埋火葬</td> <td>(市) 市民課、福祉課、<u>監査委員事務局</u>、衣浦衛生組合</td> <td><u>(削除)</u> 1 (1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1 (2) 遺体の搬送 1 (3) 埋火葬 1 (4) 棺、骨つぼ等の支給 1 (5) 埋火葬相談窓口の設置 1 (6) 応援要求 2 災害救助法の適用</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第2節 遺体の処理	(市) 市民課、健康課、 <u>監査委員事務局、会計課</u> 、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部	<u>(削除)</u> 1 (1) 遺体の収容及び一時保存 1 (2) 遺体の検視（調査）及び検案 1 (3) 遺体の洗浄等 1 (4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1 (5) 応援要求 2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置 3 災害救助法の適用	第3節 遺体の埋火葬	(市) 市民課、福祉課、 <u>監査委員事務局</u> 、衣浦衛生組合	<u>(削除)</u> 1 (1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1 (2) 遺体の搬送 1 (3) 埋火葬 1 (4) 棺、骨つぼ等の支給 1 (5) 埋火葬相談窓口の設置 1 (6) 応援要求 2 災害救助法の適用	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)</p>
区 分	機 関 名	主 な 内 容																									
(略)	(略)	(略)																									
第2節 遺体の処理	(市) 市民課、健康課、在宅ケアセンター、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部	1 (1) 対象者 1 (2) 遺体の収容及び一時保存 1 (3) 遺体の検視（調査）及び検案 1 (4) 遺体の洗浄等 1 (5) 遺体の身元確認及び引き渡し 1 (6) 応援要求 2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置 3 災害救助法の適用																									
第3節 遺体の埋火葬	(市) 市民課、福祉課、衣浦衛生組合	1 (1) 対象 1 (2) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1 (3) 遺体の搬送 1 (4) 埋火葬 1 (5) 棺、骨つぼ等の支給 1 (6) 埋火葬相談窓口の設置 1 (7) 応援要求 2 災害救助法の適用																									
区 分	機 関 名	主 な 内 容																									
(略)	(略)	(略)																									
第2節 遺体の処理	(市) 市民課、健康課、 <u>監査委員事務局、会計課</u> 、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部	<u>(削除)</u> 1 (1) 遺体の収容及び一時保存 1 (2) 遺体の検視（調査）及び検案 1 (3) 遺体の洗浄等 1 (4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1 (5) 応援要求 2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置 3 災害救助法の適用																									
第3節 遺体の埋火葬	(市) 市民課、福祉課、 <u>監査委員事務局</u> 、衣浦衛生組合	<u>(削除)</u> 1 (1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1 (2) 遺体の搬送 1 (3) 埋火葬 1 (4) 棺、骨つぼ等の支給 1 (5) 埋火葬相談窓口の設置 1 (6) 応援要求 2 災害救助法の適用																									

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
<p>177</p> <p>178</p>	<p>第2節 遺体の処理</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 対象者</p> <p>災害により死亡した者のうち、身元不明又はその遺族等の死体の確認のできない者（遺体の身元は確認できたが、その引き取り手の生死が確認できない場合等）について行う。</p> <p>(2) 遺体の収容及び一時保存</p> <p>遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（臨海体育館1階柔剣道場。不足の場合は寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、<u>（一社）全国霊柩自動車協会に協力を要請して、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p>(3) 遺体の検視（調査）及び検案</p> <p>警察官又は海上保安官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。</p> <p>なお、検案の実施については、県が県警察と連携し、県医師会に依頼する。</p> <p>(4) 遺体の洗浄等</p> <p>検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまでに相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。<u>処置の実施にあたっては、（一社）全国霊柩自動車協会に協力を要請する。</u></p> <p>(5) 遺体の身元確認及び引き渡し</p> <p>身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。</p> <p>なお、<u>調査の結果、最終的に身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取り扱いとする。</u></p> <p>(6) 応援要求</p> <p>自ら遺体の処理が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理、又は<u>処理</u>に要する要員及び資機材について応援を要求する。</p> <p>◆資料編（資料12-14）災害時医療救護に関する協定書（市対碧南市医師会）</p> <p>◆資料編（資料12-15）災害時歯科医療救護に関する協定書（市対碧南歯科</p>	<p>第2節 遺体の処理</p> <p>1 市における措置</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>(1) 遺体の収容及び一時保存</p> <p>遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため<u>速やかに</u>埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（<u>勤労者体育センター及び新川公民館</u>）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。</p> <p><u>なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 遺体の検視（調査）及び検案</p> <p>警察官又は海上保安官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。</p> <p>なお、検案の実施については、県が県警察と連携し、県医師会に依頼する。</p> <p>(3) 遺体の洗浄等</p> <p>検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまでに相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。</p> <p>(4) 遺体の身元確認及び引き渡し</p> <p>身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。</p> <p>なお、<u>被災地域以外に漂着した遺体のうち</u>身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取り扱いとする。</p> <p>(5) 応援要求</p> <p>自ら遺体の処理の<u>実施</u>が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の<u>実施</u>、又は<u>実施</u>に要する要員及び資機材について応援を要求する。<u>さらに、必要に応じて協定先へ応援を要求する。</u></p> <p>◆資料編（資料12-13）災害時医療救護に関する協定書（市対碧南市医師会）</p> <p>◆資料編（資料12-14）災害時歯科医療救護に関する協定書（市対碧南歯科医師会）</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>（表記の整理）</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>（表記の整理）</p>

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
178	<p>医師会) ◆資料編（資料12-39）災害時等における遺体搬送の支援協力に関する協定書（市対全国霊柩自動車協会） <u>（追加）</u></p> <p>第3節 遺体の埋火葬 1 市及び衣浦衛生組合における措置 (1) 対象 <u>災害により死亡した者について、その遺族が自己の資力で埋火葬を行うことが困難な場合に応急措置として行う。</u> (2) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。 (3) 遺体の搬送 <u>全国霊柩自動車協会に協力を要請して、遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。</u> (4) 埋火葬 火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。 (5) 棺、骨つぼ等の支給 <u>全国霊柩自動車協会に協力を要請して、棺、骨つぼ等を調達し、現物で遺族に支給する。</u> (6) 埋火葬相談窓口の設置 速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。</p>	<p>◆資料編（資料12-36）災害時等における遺体搬送の支援協力に関する協定書（市対全国霊柩自動車協会） ◆資料編（資料12-55）災害時等における棺等葬祭用品の供給に関する協定書（市対愛知県葬祭業協同組合）</p> <p>第3節 遺体の埋火葬 1 市及び衣浦衛生組合における措置 <u>（削除）</u></p> <p>(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。 (2) 遺体の搬送 遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。 (3) 埋火葬 火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。 (4) 棺、骨つぼ等の支給 棺、骨つぼ等を調達し、現物で遺族に支給する。 (5) 埋火葬相談窓口の設置 速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>
179	<p>(7) 応援要求 自ら遺体の埋火葬が困難な場合、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」（衣浦衛生組合で締結）に基づき、<u>他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は埋火葬に要する要員及び資機材について応援を要請する。又は、必要に応じて県へ応援を要求する。</u> ◆資料編（資料12-39）災害時等における遺体搬送の支援協力に関する協定書（市対全国霊柩自動車協会）</p>	<p>(6) 応援要求 自ら遺体の埋火葬に関する措置の実施が困難な場合、<u>他市町村へ実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。ただし、遺体の埋火葬については、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」（衣浦衛生組合で締結）によるものとする。さらに必要に応じて県または協定先へ応援を要求する。</u> ◆資料編（資料12-36）災害時等における遺体搬送の支援協力に関する協定書（市対全国霊柩自動車協会）</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
	<p><u>（追加）</u></p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市及び衣浦衛生組合における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 <u>（略）</u></p>	<p><u>◆資料編（資料12-55）災害時等における棺等葬祭用品の供給に関する協定書（市対愛知県葬祭業協同組合）</u></p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市及び衣浦衛生組合における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市への委任を想定しているため、<u>市及び衣浦衛生組合</u>が実施することとなる。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 <u>（略）</u></p>	
180	<p>第13章 ライフライン施設等の応急対策</p>	<p>第13章 ライフライン施設等の応急対策</p>	
181	<p>第1節 電力施設対策</p>	<p>第1節 電力施設対策</p>	
183	<p>2 市における措置</p> <p>◆資料編（資料12-27）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南電設業協同組合）</p> <p>◆資料編（資料12-28）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対愛知県東部電気工事協力会刈谷支部碧南地区）</p>	<p>2 市における措置</p> <p>◆資料編（資料12-<u>26</u>）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南電設業協同組合）</p> <p>◆資料編（資料12-<u>27</u>）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対愛知県東部電気工事協力会刈谷支部碧南地区）</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 （表記の整理）</p>
184	<p>◆資料編（資料12-<u>29</u>）災害時における電気の保安及び電気使用の安全確保に関する協定書（中部電気保安協会岡崎支部）</p> <p>◆資料編（資料12-<u>30</u>）災害時における電気の保安及び電気使用の安全確保に関する協定書に付帯する覚書（中部電気保安協会岡崎支部）</p>	<p>◆資料編（資料12-<u>28</u>）災害時における電気の保安及び電気使用の安全確保に関する協定書（市対中部電気保安協会岡崎支部）</p>	
184	<p>第2節 ガス施設対策</p>	<p>第2節 ガス施設対策</p>	
185	<p>2 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置</p> <p>◆資料編（資料12-<u>48</u>）災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定書（碧南ガス協同組合）</p>	<p>2 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置</p> <p>◆資料編（資料12-<u>45</u>）災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定書（碧南ガス協同組合）</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等 （表記の整理）</p>
185	<p>第3節 上水道施設対策</p>	<p>第3節 上水道施設対策</p>	
186	<p>1 水道事業者（市）における措置</p> <p>◆資料編（資料12-6）水道災害相互応援に関する覚書</p>	<p>1 水道事業者（市）における措置</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p>

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
186	<p>◆資料編（資料12-18）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南市災害復旧協議会）</p>	<p>◆資料編（資料12-17）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南市災害復旧協議会）</p>	<p>（表記の整理）</p>
187	<p>第5節 下水道施設対策</p> <p>1 下水道管理者（市）における措置</p> <p>◆資料編（資料12-49）災害時における応急対策の協力に関する協定</p> <p>◆資料編（資料12-18）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南市災害復旧協議会）</p>	<p>第5節 下水道施設対策</p> <p>1 下水道管理者（市）における措置</p> <p>◆資料編（資料12-46）災害時における応急対策の協力に関する協定</p> <p>◆資料編（資料12-17）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南市災害復旧協議会）</p>	<p>2. 碧南市各部局における活動の反映等</p> <p>（表記の整理）</p>
187	<p>第6節 通信施設の応急措置</p> <p>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（1）可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。</u></p> <p><u>（2）交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。</u></p> <p><u>（3）電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。</u></p> <p><u>（4）幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p>（略）</p>	<p>第6節 通信施設の応急措置</p> <p>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p><u>（1）西日本電信電話株式会社</u></p> <p><u>ア 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。</u></p> <p><u>イ 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。</u></p> <p><u>ウ 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。</u></p> <p><u>エ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。</u></p> <p><u>（2）エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u></p> <p><u>ア 応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。</u></p> <p><u>イ 電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。</u></p> <p>（略）</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>
188	<p>3 市及び防災関係機関における措置</p> <p>無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。</p> <p>なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>3 市及び防災関係機関における措置</p> <p>無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。</p> <p>なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。</p> <p><u>また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用でき</u></p>	<p>（表記の整理）</p>

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
	(略)	<p><u>ない状態が長時間継続する場合、県が無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。</u></p>	(第3次地震対策アクションプランの改訂に基づく修正)
190	第14章 海上災害対策	第14章 海上災害対策	
191	第1節 海上災害対策	第1節 海上災害対策	1. 県の地域防災計画の修正の反映
195	<p>9 情報の伝達系統 海上災害が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりである。 なお、海上事故が発生した場合又は発生する恐れがある場合、関係事業者等は直ちに第四管区海上保安本部（118番）に通報する。 図中：愛知県 防災局 農林水産部水産課 その他関係課室</p>	<p>9 情報の伝達系統 海上災害が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりである。 なお、海上事故が発生した場合又は発生する恐れがある場合、関係事業者等は直ちに第四管区海上保安本部（118番）に通報する。 図中：愛知県 防災安全局 農業水産局水産課 その他関係課室</p>	
197	第15章 航空災害対策	第15章 航空災害対策	
198	第1節 航空災害対策	第1節 航空災害対策	1. 県の地域防災計画の修正の反映
200 201	<p>(略) 4 情報の伝達系統（碧南市内で事故が発生した場合） 図中：愛知県防災局 愛知県振興部航空対策課</p>	<p>(略) 4 情報の伝達系統（碧南市内で事故が発生した場合） 図中：愛知県防災安全局 愛知県建設局航空対策課</p>	
202	第16章 鉄道災害対策	第16章 鉄道災害対策	
203	第1節 鉄道災害対策	第1節 鉄道災害対策	1. 県の地域防災

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
206	(略) 6 情報の伝達系統 図中：愛知県防災局	(略) 6 情報の伝達系統 図中：愛知県防災 安全局	計画の修正の反映 (愛知県の組織再編に伴う修正)
207	第17章 道路災害対策	第17章 道路災害対策	
208	第1節 道路災害対策 (略)	第1節 道路災害対策 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映
210	6 情報の伝達系統 図中：愛知県防災局	6 情報の伝達系統 図中：愛知県防災 安全局	(愛知県の組織再編に伴う修正)
211	第18章 放射性物質及び原子力災害応急対策	第18章 放射性物質及び原子力災害応急対策	
213	第1節 放射性物質災害発生時の応急対策	第1節 放射性物質災害発生時の応急対策	1. 県の地域防災計画の修正の反映
214	7 情報の伝達系統	7 情報の伝達系統	(愛知県の組織再編に伴う修正)
215	図中：愛知県防災局	図中：愛知県防災 安全局	
215	第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	1. 県の地域防災計画の修正の反映
217	1.1 情報の伝達系統 図中：愛知県防災局	1.1 情報の伝達系統 図中：愛知県防災 安全局	(愛知県の組織再編に伴う修正)
217	第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策	第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策	1. 県の地域防災計画の修正の反映
221	1.0 情報の伝達系統	1.0 情報の伝達系統	

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由																																
222	<p>図中：愛知県防災局 関係部局</p> <p>第19章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策</p>	<p>図中：愛知県防災安全局 関係局</p> <p>第19章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策</p>	<p>（愛知県の組織再編に伴う修正）</p>																																
222	<p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="299 726 1397 989"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td></td> <td>○県への通報 ○危険物所有者等への危害防止措置の命令 ○警察用航空機等による情報収集</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	(略)		(略)		県警察		○県への通報 ○危険物所有者等への危害防止措置の命令 ○警察用航空機等による情報収集		(略)		(略)		<p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1492 726 2591 989"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td></td> <td>○県への通報 ○危険物等所有者への危害防止のための措置等 ○警察用航空機等による情報収集</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	(略)		(略)		県警察		○県への通報 ○危険物 等 所有者への危害防止 のための措置等 ○警察用航空機等による情報収集		(略)		(略)		<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p>
機関名	事前	被害発生中	事後																																
(略)		(略)																																	
県警察		○県への通報 ○危険物所有者等への危害防止措置の命令 ○警察用航空機等による情報収集																																	
(略)		(略)																																	
機関名	事前	被害発生中	事後																																
(略)		(略)																																	
県警察		○県への通報 ○危険物 等 所有者への危害防止 のための措置等 ○警察用航空機等による情報収集																																	
(略)		(略)																																	
223	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="290 1073 1406 1346"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第1節 危険物等施設</td> <td>県警察</td> <td>2(1) 県への通報 2(2) 危険物所有者等への危害防止措置の命令 2(3) 警察用航空機等による情報収集</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	(略)	(略)	(略)	第1節 危険物等施設	県警察	2(1) 県への通報 2(2) 危険物所有者等への危害防止措置の命令 2(3) 警察用航空機等による情報収集	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1484 1073 2599 1346"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第1節 危険物等施設</td> <td>県警察</td> <td>2(1) 県への通報 2(2) 危険物等所有者への危害防止のための措置等 2(3) 警察用航空機等による情報収集</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	(略)	(略)	(略)	第1節 危険物等施設	県警察	2(1) 県への通報 2(2) 危険物 等 所有者への危害防止 のための措置等 2(3) 警察用航空機等による情報収集	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(表記の整理)</p>		
区分	機関名	主な内容																																	
(略)	(略)	(略)																																	
第1節 危険物等施設	県警察	2(1) 県への通報 2(2) 危険物所有者等への危害防止措置の命令 2(3) 警察用航空機等による情報収集																																	
(略)	(略)	(略)																																	
(略)	(略)	(略)																																	
区分	機関名	主な内容																																	
(略)	(略)	(略)																																	
第1節 危険物等施設	県警察	2(1) 県への通報 2(2) 危険物 等 所有者への危害防止 のための措置等 2(3) 警察用航空機等による情報収集																																	
(略)	(略)	(略)																																	
(略)	(略)	(略)																																	
223 224	<p>第1節 危険物等施設</p> <p>2 県警察における措置</p> <p>(1) 県への通報 県へ災害発生について、直ちに通報する。</p> <p>(2) 危険物所有者等への危害防止措置の命令 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。</p>	<p>第1節 危険物等施設</p> <p>2 県警察における措置</p> <p>(1) 県への通報 県へ災害発生について、直ちに通報する。</p> <p>(2) 危険物等所有者への危害防止のための措置等 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p>																																

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由																																
228	第21章 火薬類災害対策	第21章 火薬類災害対策																																	
228	<p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="299 506 1397 772"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td></td> <td>○県への通報 ○火薬類施設及び火薬類の所有者等に危害防止措置の命令 ○警察用航空機等による情報収集 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	(略)		(略)		県警察		○県への通報 ○火薬類施設及び火薬類の所有者等に危害防止措置の命令 ○警察用航空機等による情報収集 (略)		(略)		(略)		<p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1492 506 2591 772"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td></td> <td>○県への通報 ○火薬類施設及び火薬類の所有者等に危害防止のための措置等 ○警察用航空機等による情報収集 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	(略)		(略)		県警察		○県への通報 ○火薬類施設及び火薬類の所有者等に危害防止のための措置等 ○警察用航空機等による情報収集 (略)		(略)		(略)		<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p>
機関名	事前	被害発生中	事後																																
(略)		(略)																																	
県警察		○県への通報 ○火薬類施設及び火薬類の所有者等に危害防止措置の命令 ○警察用航空機等による情報収集 (略)																																	
(略)		(略)																																	
機関名	事前	被害発生中	事後																																
(略)		(略)																																	
県警察		○県への通報 ○火薬類施設及び火薬類の所有者等に危害防止のための措置等 ○警察用航空機等による情報収集 (略)																																	
(略)		(略)																																	
229	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="299 867 1403 1136"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第1節 火薬類関係施設</td> <td>県警察</td> <td>2(1) 県及び名古屋市への通報 2(2) 火薬類施設及び火薬類の所有者に対する危害防止措置の命令 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	(略)	(略)	(略)	第1節 火薬類関係施設	県警察	2(1) 県及び名古屋市への通報 2(2) 火薬類施設及び火薬類の所有者に対する危害防止措置の命令 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1492 867 2597 1136"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第1節 火薬類関係施設</td> <td>県警察</td> <td>2(1) 県及び名古屋市への通報 2(2) 火薬類施設及び火薬類の所有者に対する危害防止のための措置等 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	(略)	(略)	(略)	第1節 火薬類関係施設	県警察	2(1) 県及び名古屋市への通報 2(2) 火薬類施設及び火薬類の所有者に対する危害防止のための措置等 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
区分	機関名	主な内容																																	
(略)	(略)	(略)																																	
第1節 火薬類関係施設	県警察	2(1) 県及び名古屋市への通報 2(2) 火薬類施設及び火薬類の所有者に対する危害防止措置の命令 (略)																																	
(略)	(略)	(略)																																	
(略)	(略)	(略)																																	
区分	機関名	主な内容																																	
(略)	(略)	(略)																																	
第1節 火薬類関係施設	県警察	2(1) 県及び名古屋市への通報 2(2) 火薬類施設及び火薬類の所有者に対する危害防止のための措置等 (略)																																	
(略)	(略)	(略)																																	
(略)	(略)	(略)																																	
229 230	<p>第1節 火薬類関係施設</p> <p>2 県警察における措置</p> <p>(1) 県及び名古屋市への通報</p> <p>県及び名古屋市へ災害発生について、直ちに通報する。</p> <p>(2) 火薬類施設及び火薬類の所有者に対する危害防止措置の命令</p> <p>火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 火薬類関係施設</p> <p>2 県警察における措置</p> <p>(1) 県及び名古屋市への通報</p> <p>県及び名古屋市へ災害発生について、直ちに通報する。</p> <p>(2) 火薬類施設及び火薬類の所有者に対する危害防止のための措置等</p> <p>火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p>																																
233	第22章 大規模な火事災害対策	第22章 大規模な火事災害対策																																	
234	<p>第1節 大規模な火事災害対策</p>	<p>第1節 大規模な火事災害対策</p>																																	
235	<p>4 情報の伝達系統</p> <p>図中：愛知県防災局</p>	<p>4 情報の伝達系統</p> <p>図中：愛知県防災安全局</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																																

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由
238	<p>第1節 被災宅地の危険度判定</p> <p>1 市における措置</p> <p>◆資料編（資料12-44）地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書</p>	<p>第1節 被災宅地の危険度判定</p> <p>1 市における措置</p> <p>◆資料編（資料12-41）地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書</p>	<p>（愛知県の組織再編に伴う修正）</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）</p>
239	<p>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</p> <p>1 市における措置</p> <p>◆資料編（資料12-35）災害時における住居施設の使用に関する協定書（市対トヨタ自動車株式会社衣浦工場）</p>	<p>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</p> <p>1 市における措置</p> <p>◆資料編（資料12-32）災害時における住居施設の使用に関する協定書（市対トヨタ自動車株式会社衣浦工場）</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）</p>
241 242	<p>第6節 障害物の除去</p> <p>1 市における措置</p> <p>◆資料編（資料資料12-18）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南市災害復旧協議会）</p>	<p>第6節 障害物の除去</p> <p>1 市における措置</p> <p>◆資料編（資料資料12-17）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南市災害復旧協議会）</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）</p>
247	<p>第4編 災害復旧・復興</p>	<p>第4編 災害復旧・復興</p>	
247	<p>第1章 復興体制</p>	<p>第1章 復興体制</p>	
248	<p>第3節 職員の派遣要請</p> <p>1 県（総務部）における措置</p> <p>(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）</p>	<p>第3節 職員の派遣要請</p> <p>1 県（人事局）における措置</p> <p>(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 （愛知県の組織再編に伴う修正）</p>

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由												
250	<p>第2章 公共施設等災害復旧対策</p>	<p>第2章 公共施設等災害復旧対策</p>													
252	<p>第2節 激甚災害の指定</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 指定後の関係調書等の提出</p> <p>市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部に提出しなければならない。</p>	<p>第2節 激甚災害の指定</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 指定後の関係調書等の提出</p> <p>市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (愛知県の組織再編に伴う修正)</p>												
254	<p>第3章 災害廃棄物処理対策</p>	<p>第3章 災害廃棄物処理対策</p>													
254	<p>第1節 災害廃棄物処理対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>◆資料編（資料12-7）し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書（三河、知多清掃施設連絡協議会）</p> <p>◆資料編（資料12-8）災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書（県内市町村、一部事務組合）</p> <p>◆資料編（資料12-41）災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定書</p> <p>◆資料編（資料12-42）災害時におけるし尿の収集運搬等の協力に関する協定書</p> <p>◆資料編（資料12-47）災害時における廃棄物の処理等に関する協定書</p>	<p>第1節 災害廃棄物処理対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>◆資料編（資料12-6）し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書（三河、知多清掃施設連絡協議会）</p> <p>◆資料編（資料12-7）災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書（県内市町村、一部事務組合）</p> <p>◆資料編（資料12-38）災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定書</p> <p>◆資料編（資料12-39）災害時におけるし尿の収集運搬等の協力に関する協定書</p> <p>◆資料編（資料12-44）災害時における廃棄物の処理等に関する協定書</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>												
255															
258	<p>第4章 被災者等の生活再建等の支援</p>	<p>第4章 被災者等の生活再建等の支援</p>													
257	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="290 1661 1406 1772"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書の交付等</td> <td>(市) 税務課</td> <td>1 (1) 罹災証明書の交付 1 (2) 被災者台帳の作成</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 罹災証明書の交付等	(市) 税務課	1 (1) 罹災証明書の交付 1 (2) 被災者台帳の作成	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1486 1661 2602 1772"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書の交付等</td> <td>(市) 税務課 (市) 防災課</td> <td>1 (1) 罹災証明書の交付 1 (2) 被災者台帳の作成</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 罹災証明書の交付等	(市) 税務課 (市) 防災課	1 (1) 罹災証明書の交付 1 (2) 被災者台帳の作成	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災</p>
区分	機関名	主な内容													
第1節 罹災証明書の交付等	(市) 税務課	1 (1) 罹災証明書の交付 1 (2) 被災者台帳の作成													
区分	機関名	主な内容													
第1節 罹災証明書の交付等	(市) 税務課 (市) 防災課	1 (1) 罹災証明書の交付 1 (2) 被災者台帳の作成													

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成31年2月修正）	改正後（令和2年2月修正）	改正理由												
258 259	<table border="1" data-bbox="290 344 1406 508"> <tr> <td data-bbox="290 344 522 474">第2節 被災者への経済的支援等</td> <td data-bbox="522 344 839 474">(略) 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）</td> <td data-bbox="839 344 1406 474">(略) 3 被災者生活再建支援金法人における措置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 474 522 508">(略)</td> <td data-bbox="522 474 839 508">(略)</td> <td data-bbox="839 474 1406 508">(略)</td> </tr> </table> <p data-bbox="320 583 736 617">第2節 被災者への経済的支援等</p> <p data-bbox="320 630 839 663">2 日本赤十字社愛知県支部における措置</p> <p data-bbox="350 676 1377 835">義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。</p> <p data-bbox="320 848 1228 924">3 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）における措置 (略)</p>	第2節 被災者への経済的支援等	(略) 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）	(略) 3 被災者生活再建支援金法人における措置	(略)	(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="1484 344 2599 508"> <tr> <td data-bbox="1484 344 1715 474">第2節 被災者への経済的支援等</td> <td data-bbox="1715 344 2033 474">(略) 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）</td> <td data-bbox="2033 344 2599 474">(略) 3 被災者生活再建支援金法人における措置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 474 1715 508">(略)</td> <td data-bbox="1715 474 2033 508">(略)</td> <td data-bbox="2033 474 2599 508">(略)</td> </tr> </table> <p data-bbox="1513 583 1929 617">第2節 被災者への経済的支援等</p> <p data-bbox="1513 630 2033 663">2 日本赤十字社愛知県支部における措置</p> <p data-bbox="1543 676 2570 793">義援金の受付を行うと共に地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。</p> <p data-bbox="1513 806 2475 882">3 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置 (略)</p>	第2節 被災者への経済的支援等	(略) 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）	(略) 3 被災者生活再建支援金法人における措置	(略)	(略)	(略)	<p data-bbox="2653 348 2831 424">計画の修正の反映 (名称の変更)</p> <p data-bbox="2653 583 2831 701">1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p> <p data-bbox="2683 848 2801 882">(名称の変更)</p>
第2節 被災者への経済的支援等	(略) 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）	(略) 3 被災者生活再建支援金法人における措置													
(略)	(略)	(略)													
第2節 被災者への経済的支援等	(略) 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）	(略) 3 被災者生活再建支援金法人における措置													
(略)	(略)	(略)													